

之勝躅 祖位齊(聖德寺)瑞龍、宗綱振天下、恢弘祖道、舉揚佛法、鎮奉祈皇國長久於萬春千秋、益令榮少林之芬芳於一華五葉者。天氣如此。仍執達如件。

正平九年甲午十月三日 行 房

總持寺住持(新題)禪室

(この文書は、後村上天皇が藤原行房をして鳳至郡總持寺に皇運の長久を祈らしめ給ひたるなりといへり。然れども行房は延元二年薨去の人にして、正平九年にその名あるべからず。且その原本は之を總持寺に藏せずして、丹後桂林寺文書に後村上天皇輪旨寫といふものを存するのみなるが、その書體別の元亨二年八月廿八日附後醍醐天皇輪旨寫と同一なり。二通同時に作成せられたるものなるべし。)

十一月廿二日、後村上天皇、水無瀬具兼をして攝津水無瀬殿址に社壇を建立せしめ、加賀郡南縣莊地頭職等をその料に充てしめ給ふ。

【水無瀬宮文書】 攝津 四五二

以水成瀬殿御所跡、可被建立社壇、加賀國南縣庄地頭職(官代)能勢判(官代)美作國北高田庄地頭職等、爲被料所可令奉行給者。天氣如此。仍上啓如件。

正平九年十一月廿二日 右 中將 在判

謹上 水成瀬中納言殿

十一月廿二日。幕府、石川郡祇陀寺の卷數を送りたるに答ふ。

【祇陀寺文書】 四五三

加賀國祇陀寺卷數一合、入見參候畢、仍執達如件。

文和三年十一月廿二日 伊賀守 在判

當寺長老

御返事

十一月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て行眼坊に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】 四五四

明日午刻於行眼坊

可有御集來矣

見聞

貞澄權少僧都 善耀權律師奉  
禪祐權律師 承覺權律師奉  
一運阿闍梨奉 連海權律師  
詮乘阿闍梨奉 禪俊阿闍梨奉  
豪運阿闍梨奉  
右依恒例所唱如件。

文和三年十一月廿四日 勤進 立 政

十二月八日。足利尊氏、能登の士得田章名に、加賀に侵入せる桃井直常討伐の爲從軍を促す。

【得田文書】 四五五

直常以下凶徒、打入賀州、取陣於國中及數日之處、未能合力云々。早爲北陸道先途之上者、不廻時日可致後攻之狀如件。

文和三年十二月八日

(足利尊氏) 在 判

得田又五郎殿

十二月九日。足利尊氏、加賀の士狩野義茂に加賀郡若松莊地頭職を安堵せしむ。

【狩野文書】 四五六

(足利尊氏) 在 判

下 狩野伊豆守義茂可令早領知加賀國若松庄地頭職備後彦太郎跡事

右爲勳功之賞所宛行也。者早守先例可致御沙汰之狀如件。

文和三年十二月九日

十二月廿四日。石川郡白山宮莊嚴講勸進、明日を以て阿佛坊に講衆を招集す。

【白山宮莊嚴講中記録紙背文書】 四五七

明日午刻於阿佛坊

可有御集來矣

見聞

立政權律師 善耀權律師奉